

# 平成 22 年度の主要事業

## I 学校教育の充実

### 1 公立小中学校の学級編制及び教職員数（義務教育課）

平成 22 年 5 月 1 日における県下公立小中学校の児童・生徒数は小学校で 122,792 人、中学校は 61,816 人で、前年度に比較して小学校は 1,781 人の減、中学校は 1,217 人の減となっている。

また、学級数は、小学校が 5,271 学級で前年度に比較して 35 学級の減となり、中学校は 2,183 学級で 24 学級の減となっている。

教職員数は、13,157 人で前年度に比較して 44 人の減となった。

### 2 活用方法選択型教員配置事業(選択型こまやか教育プラン)（義務教育課）

#### (1) 少人数学習集団編成事業

基礎学力の向上と一人ひとりの児童生徒の個性伸長を図るため、学級とは異なる「学習集団」を編成し、少人数授業を行った。

（教員配置の実績） 小学校 183 校（算数） 中学校 146 校（数学・英語）

#### (2) 学習習慣形成支援事業

児童一人ひとりの学習習慣、生活習慣の定着を図るため、1 学級あたりの児童数が 30 人を超える学級に非常勤講師を配置した。

小学校（1・2 年生） 148 校

#### (3) 小学校 30 人規模学級編制事業

児童一人ひとりの基礎学力の向上を図るため、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える学校に学級担任を配置し、きめ細やかな学習指導を行った。

小学校（全学年） 182 校 403 学級

#### (4) 不登校等児童生徒支援

22 年度から不登校などの課題を抱える児童生徒に対する適応指導・支援を行い、不登校児童生徒減少を図るため、新たに小中学校へ 45 人の常勤教員を配置した。

小学校 15 校 中学校 99 校

#### (5) その他教育課題対応

30 人規模学級編制、少人数学習集団編成などの対象事業に加配された教員を、各学校の教育課題対応のために活用した。

小学校 14 校

### 3 公立小中学校の施設整備（義務教育課）

市町村立小中学校の施設整備事業について、公立学校施設整備費負担金、安全・安心な学校づくり交付金の交付事務及び調査・指導を行った。

平成 22 年度の公立学校施設整備に係る国の当初予算は、対前年額より微減の 1,032 億円となったが、県内の市町村等が申請した事業はすべて採択された。(11 市町村 28 校)

また、学校施設等の耐震化等のため 2,155 億円の補正予算(予備費含む)が措置され、23 年度以降の予定事業の前倒しを行ったところ、県内の市町村等が申請した事業はすべて採択された。(38 市町村 77 校)

#### 4 公立高等学校の生徒募集定員(高校教育課)

平成 23 年度の公立高等学校全日制募集定員は、前年度より 1,040 人減の 16,240 人であった。定時制については、昨年度より 1 学級減の 29 学級を募集予定学級数とした。

#### 5 高等学校施設、設備の整備(高校教育課)

##### (1) 施設

高等学校再編施設整備 3 校、体育施設建設 9 校、校舎等大規模改造 1 校、老朽危険校舎改築 1 校、延べ 14 校で校舎の建設等を行った。

##### (2) 設備

産業教育設備 19 校、理科教育設備 44 校、定時制設備 3 校を整備した。

#### 6 県立高等学校入学者選抜方法の改善(高校教育課)

自己推薦型の前期選抜は、学力検査以外の多様な評価の尺度により入学者を選抜するという趣旨で導入され 8 年が経過し、制度としては安定してきており一定の成果も得られている。その一方で、その不合格者の多さや選抜基準の不明確さ、前期選抜合格者の学力実態把握の問題と学力低下の懸念など、様々な課題を指摘されてきた。そこで、事務局内のワーキンググループ及び県教育委員会定例会で検討を重ね、平成 23 年度入学者選抜から「前期選抜の実施を各高等学校の判断に委ねる」ことを柱とする改革の方向性が決定され、全日制 28 校の普通科と定時制 2 校(工業科と商業科)で前期選抜を実施しないことが決定された。引き続き前期選抜を実施する学校においては、選抜方法の改善を図り、その内容について、受検生や保護者等に周知を図るようにした。

平成 23 年度入学者選抜では、公立高校全日製の前期選抜の倍率が 1.68 倍と前年度の 1.79 倍を大幅に下回り、不合格者数も 2,776 名で、前年度の 4,448 名を大きく下回った。後期選抜の倍率は、全日制 1.07 倍、定時制 1.16 倍であり、ともに昨年度と変化はなかった。

#### 7 高等学校再編整備事業(高校教育課)

平成 21 年 6 月に策定した「第 1 期長野県高等学校再編計画」に基づき、高校再編を進めてきた。

中高一貫校に関わっては、東北信における併設型中高一貫校である屋代附属中学校の全体構想をまとめ、その周知を図るため、県下 5 会場で地域説明会を開催した。また、適性検査

の内容や形式等について周知・理解を図るとともに、入学者選抜に係る実施方法や運営等の課題を探ることを目的に、12月には、適性検査(試行)を実施した。さらに、中南信における併設型中高一貫校を諏訪清陵高校に設置することを決定するとともに、開設準備本部を立ち上げ、平成24年3月の全体構想のまとめに向けた準備をスタートさせた。

須坂・佐久・大町の3地区の高校再編では、再編対象校における新校準備委員会での検討や地域懇話会など地域の声を参考に、募集開始年度、活用する校地校舎、設置課程・学科、想定する募集学級数等を明記した実施計画を決定し、開校に向けたより具体的な準備作業をスタートさせた。

平成20年、21年と2年連続して全校生徒数が再編基準の160人を下回った犀峽高校については、犀峽高校のあり方懇話会や犀峽高校のあり方に係る地域懇談会等をおし、地域の声を聞きながら検討を進めてきたが、地域キャンパス化して篠ノ井高校犀峽校を設置し、地域における高校教育の機会を保障していくこととした。

## 8 公募・他県交流（高校教育課）

他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって、教員としての資質向上を図るとともに、長野県教育に清新な気風を導入することを目的として始めた山梨県との人事交流は7年目を迎え、本県・山梨県、双方から、2年の期限で毎年1名ずつの派遣を行う形が定着した。また校長が自校の目指す学校創造と学校運営の充実を推進することを目的として、自校の課題を公表し、その課題に積極的に挑戦しようとする教員を公募し、適材適所の人事異動を図る公募制度も7年目を迎え、実施校は20校で、異動者は10人から7人に減少した。成果を検証しつつ、発展拡充を図っていく必要がある。

## 9 特別支援教育の充実（特別支援教育課）

特別支援学校における教育課程・指導等の充実や施設・設備の整備などを実施した。

- (1) 平成22年度の特別支援学校在籍児童生徒数は2,423人で前年度と比較して60人増加し、学級数は676で25学級増加した。教員については、自立活動を担当する教員など80名を増員し、児童生徒一人一人の障害や発達の状況等に応じた教育の推進を図った。
- (2) 特別支援学校の施設設備については、伊那養護学校等6校で20教室の増設を行ったほか、「長野地区特別支援学校再編整備計画」に基づく長野ろう学校改築等のための基本設計・実施設計などを実施した。
- (3) 特別支援学校の児童生徒の卒業後の自立を促すとともに、地域での社会参加を進めるため、新たに11人の就労サポーターを知的障害校に配置するなどして、適切な進路指導や現場での実習等の充実を図った。
- (4) 障害のある子どもが地域で学ぶ「地域化」を推進するため、23年度に須坂市が計画している市立特別支援学校の開校支援として長野養護学校小学部分教室（須坂市立須坂小学

校)を開設したほか、伊那養護学校中学部分教室(駒ヶ根市立東中学校)、安曇養護学校高等部分教室(南安曇農業高等学校)を開設した。また、「長野地区特別支援学校再編整備計画」に基づき、長野養護学校高等部朝陽校舎(長野盲学校)を開設した。

- (5) 小中学校や高等学校において増加している発達障害のある児童生徒を総合的に支援するため、新たに15人の発達障害支援専門員を配置し、地域の組織や人材を活用した小中学校における支援体制の構築や、高等学校における教育相談支援を実施するとともに、各校の要請に応じて指導主事等を派遣する発達障害支援力アップ出前研修などを実施した。
- (6) 今後の長野県の特別支援教育のあり方について、平成21年度に設置した長野県特別支援教育連携協議会において引き続き協議が行われ、平成23年3月に報告書が提出された。

## 10 私学教育の振興(総務部情報公開・私学課)

### (1) 私立学校審議会

私立学校の設置・廃止、学校法人の設立・解散などについて審議するため、私立学校審議会を開催した。

### (2) 公私立高等学校連絡協議会

公立高等学校及び私立高等学校の連携を図り、適正な募集定員を定めるため、公私立高等学校連絡協議会を開催した。

### (3) 私立学校等の振興

保護者負担の軽減及び私学教育の振興を図るため、学校法人の経常費補助、私立高等学校授業料等軽減事業補助、私立学校等就学支援事業交付金(高等学校等就学支援金)の交付などを実施した。

### (4) 学校法人等の指導、監督

私立学校運営等に関する助言・指導、学校法人現地調査を行い指導、監督に努め、適正な学校運営の確保を図った。

## 11 学校教育の指導充実(教学指導課)

- (1) 学習指導要領の趣旨を生かし、一人ひとりの個性や能力を伸長するとともに、創造性豊かな人格を形成するため、児童生徒が、ゆとりをもち生き生きと活動し、意欲的・主体的な学習ができるよう、教育課程の改善指導を進めた。

また、新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての周知を図った。

- ① 新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての周知を図るために作成した解説書の活用を図った。
- ② 各郡市の教育課程研究協議会及び指導主事の学校訪問等の機会を捉え、新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての説明を行った。
- ③ 新学習指導要領の完全実施に向け、新学習指導要領の手引書作成委員会において、

編集を進め、平成22年9月に刊行した。

- (2) 各学校が自ら行う自己評価、保護者などにより構成される評価委員会等が行う学校関係者評価が着実に推進され、学校運営の改善につながるよう、文部科学省作成の「学校評価ガイドライン〔改訂〕」をもとに、県下16地区の教頭会の中で学校評価研修会を実施した。また、例年どおり高等学校においては、中間評価を実施している。
- (3) 教育の機会均等の確保充実が図られるよう、特別支援教育、幼児教育、へき地教育、帰国・外国籍児童生徒教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、キャリア教育の充実強化を進めた。

## 12 魅力ある高校づくりの推進（教学指導課）

昭和63年度から平成5年度まで実施の「特色ある高校づくり推進事業」は、平成6年度から「個性ある高校づくり推進事業」として実施され、平成19年度から「魅力ある高等学校づくり事業」として諸事業を継続してきた。

この事業は、すべての生徒に、基礎的・基本的な内容の定着と一人ひとりの個性を生かす教育を推進するため、学校の個性化と教育課程の弾力化を図るものである。

- (1) 魅力ある学科・学校づくり
- (2) 個性ある教育課程づくり事業
  - ① コース・類型・選択制の導入と拡充
  - ② 学校間連携による単位認定
  - ③ 個別学習
  - ④ 教育課程研究委員会による調査研究
- (3) 魅力ある活動支援事業

高校改革で各高校に求めている「学校の魅力づくり」を校長のリーダーシップのもとで推進するため、14年度から実施してきた「創意ある学校支援事業」に社会人講師活用事業とライセンス取得事業を統合させることによって校長の裁量権を拡大させ、「校長を核とした学校経営」「校長が考える魅力づくり」を実現しようとするものである。なお、この事業は22年度をもって終了した。

## 13 学力向上の推進（教学指導課）

多様化した生徒の実態を踏まえ、基礎学力の定着を図るとともに、目的意識の啓発を図り、「伸びる力」の育成を目指し学力向上の推進に取り組んだ。

- (1) 高等学校における学習指導・進路指導の充実
  - ① 進学対策集中講座
  - ② 大学入試問題の活用
  - ③ 学習合宿

- ④ 進路情報の活用
- ⑤ 進路指導書籍の充実
- ⑥ 「伸びる力」養成講座
- ⑦ 高・大連携の推進
- ⑧ 「ずく出せ修行」就業体験による就業体験学習の実施

(2) 進路指導等研究協議会

進路指導主事が、一堂に会して進路指導やキャリア教育のあり方について研究協議し、各校の実践の改善充実に役立てた。

(3) 学力向上のためのPDCAサイクルづくり支援事業

児童生徒の学力向上をめざして、各校が指導改善に取り組む上で参考となる情報を提供することを通して、学力向上のためのPDCAサイクルの確立を支援した。

- ①P調査：4月に、小学校5年と中学校2年の学力実態調査を実施した。
- ②学力向上担当ミーティング①：研究主任対象に、指導改善プランの立案を目指して実施した。
- ③C調査：11月に、小学校5年と中学校2年の学力調査を実施した。
- ④学力向上担当ミーティング②：1，2月に、国語，算数・数学，英語の教科主任対象に、次年度に向けたアクションプランの立案を目指して実施した。

(4) 小中連携による学力向上地域推進事業

県内4中学校を「小中連携」の推進拠点校とし、中学校の数学の教員が「小中連携推進教員」として、小学校高学年の算数の授業に参画した。2月に学力向上推進協議会を開催し、小中の一貫性や系統性のある指導の具体や教科の指導計画、小中の教員の意識の変化等について、各推進拠点校の実践をもとに協議し、県内各地の学校への普及を図った。

(5) 学力向上実践研究推進事業

地域の実情や課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に取り組む態度を養うための実践研究を推進し、その成果の普及を図ることにより学力の向上に資する方向で実施した。

14 時代の変化に応じた教育の推進（教学指導課）

(1) 国際理解教育推進事業

① 外国語指導助手の配置

英語の「コミュニケーション能力」（学習指導要領）の育成を促進し、あわせて国際理解教育を推進するために、高等学校等に外国青年44名を外国語指導助手として配置し、英語の授業、課外活動等の充実に図った。

② 小学校における国際理解活動

外国語活動を通して、国際感覚や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、ALTや地域人材の効果的な活用等の実践的な取組や、英語ブラッシュアップ講座や出前講座等の研修を行い、教員の指導力向上のための取組を推進した。

### ③ 外国籍等児童生徒指導研修事業

指導に携わる教員を対象とした研修会を開催し、外国籍等児童生徒に対する適切な指導の推進を図った。

## (2) 職業教育・キャリア教育の推進

高校生の勤労観・職業観を養うとともに、目的意識を持ち将来を見通した生活のできる生徒の育成を目指し、「ずく出せ修行」就業体験事業や「未来塾ながの」を実施し、職業教育・キャリア教育を推進した。また、新学習指導要領総則にキャリア教育が位置づけられたことから、小中高における職業教育・キャリア教育の更なる充実を図り始めた。

## (3) 情報教育の充実

情報化社会の進展に対応した情報教育の普及・充実の必要性が一層高まっている中で、高校へのコンピュータ導入・更新を図り、総合教育センターにおいて「情報モラル」教育の推進、ICTを活用した「分かる授業の実現」、ICTを利用して校務などを軽減する「学校運営の改善」を目指した研修を実施し、情報教育の充実を図った。

## (4) 理科教育の振興

小学校5～6年生の「理科」授業の充実及び科学技術やものづくり等に対する児童の興味・関心を高めることを目指し、観察・実験の支援や準備・片付け等を補助する理科支援員を配置して、科学教育の推進を図った。

## 15 生徒指導の充実（教学指導課心の支援室）

### (1) 生徒指導総合対策会議

大学教授等の委員12人をもって構成し、児童生徒の生徒指導上の課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行った。

また、指導資料「ユビキタス@nagano（ケータイ・インターネット問題対応資料）」指導用リーフレット「スクールカウンセラー（SC）と共に～SCのアセスメントを活かしたチーム支援ガイド～」 「笑顔で過ごす学校生活～高校中退防止のために～」を作成し各学校に配布し、生徒指導の充実を図った。

### (2) 長野県不登校対策検討委員会

平成22年3月に策定した、「不登校対策の行動指針」に基づき、児童生徒の不登校の課題解決に向けて、市町村及び県の施策の検証を実施した。

### (3) 生徒指導教員等の配置

中学校4校に、中学校生徒指導教員を配置するとともに、高等学校11校に生徒指導専門教員を配置し、生徒指導の充実に努めた。

(4) 教育相談員・夜間電話相談員の配置

教育相談員を総合教育センターに配置し、電話での教育相談、来所相談に応じた。また、総合教育センターに夜間電話相談員を配置し、夜間（18:00～22:00）の電話相談にも応じた。また、「児童生徒のいじめ相談窓口」を開設し、24時間の電話相談を行った。

(5) スクールカウンセラー等の配置

臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを、学区内小学校を含む中学校 80 校に配置するとともに高等学校へ派遣し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への助言・援助を行った。

また、不登校及び不登校傾向の児童の適応指導を行うため、小学校心の相談員を小学校 30 校に配置し、学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助及び相談にあたった。

(6) 生徒指導研修の充実

総合教育センターにおいて、教職員のカウンセリング等の研修を実施し、生徒指導の力量向上を図った。また、校長・教頭研修において生徒指導に係る研修を実施した。

(7) 「不登校児童生徒地域支援チーム整備事業」の推進

不登校の実態や学校現場の抱える課題を迅速に把握し、問題解決に向けた指導助言を行うため教育事務所に設置し、市町村教育委員会・学校・家庭・民間を含む関係機関と連携して、支援の充実や不登校の児童生徒の環境改善を行った。

また、年 2 回の全県研修会や各教育事務所ごとの地区推進会議を実施し、不登校対策に関わる研修を行った。

(8) スクールソーシャルワーカー(S S W)の配置

教育事務所（北信・東信・中信・南信及び飯田事務所）に配置したスクールソーシャルワーカーが、不登校等、多様な課題を抱える児童生徒や保護者に対して、社会福祉等の専門的な知識や技術を活用し、環境改善の視点から関係機関と連携を図りながら支援を実施した。

**16 教職員研修の充実等（教学指導課）**

本県教育の現状と課題をふまえ、教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、学校教育の振興に寄与するため、総合教育センターを中心に研修の充実を図ってきた。

(1) 校内研修の改善・充実への支援

- ① 教材研究の徹底による基礎的・基本的内容の明確化
- ② 指導の見直し・子ども理解に基づく日常授業の工夫・改善
- ③ 相互に授業を見合い、指導の改善を図る研修体制の確立

(2) 総合教育センター研修の改善充実

- ① 経験や職責に応じた系統的な研修の充実
- ② 多彩な外部講師による視野の拡大を図る講座の充実

- ③ 新たな教育課程や課題に対応する参加型・体験型の講座の充実
- (3) 義務校長研修会、義務教頭研究協議会、小中連携による学力向上地域推進事業等の各種研修会の充実
- (4) 初任者研修事業  
新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的に研修を実施した。
- (5) 10年経験者研修事業  
在職期間10年目を迎えた教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。
- (6) 教員資質向上推進事業
- (7) 臨時的任用教員研修事業  
臨時的任用教員に対して、教職員としての姿勢・心構え・授業づくり・学級づくり等の基礎・基本を学ぶ研修を実施した。

## II 生涯学習の振興

### 1 生涯学習の推進（文化財・生涯学習課）

- (1) 「生涯学習審議会」を松本市で開催。昨年受けた答申「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」を踏まえて具体化されている施策等について現地視察を行い、評価・検討や県の生涯学習振興のあり方について審議した。
- (2) 県生涯学習推進センターにおいて、市町村等と連携を図りながら、生涯学習情報提供システム等による学習情報の提供を行うとともに、指導者の養成、学習プログラムの研究開発などを行った。
- (3) 県立長野図書館では、寄付を活用して「コーラル文庫」を設置し、青少年向け図書の実施を図った。また、県民の自主的な学習機会を支援し、県民のニーズを踏まえた図書館サービスを実施することにより、生涯学習の振興を図った。
- (4) 子どもが読書に親しむ機会の提供と子どもの読書環境の整備・充実、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進、子ども読書活動に関する理解と関心の普及の3点を基本方針とした「第2次長野県子ども読書活動推進計画」を推進するため、普及啓発のための広報や県立長野図書館において「おはなしフェスティバル」を実施した。

### 2 社会教育の振興（文化財・生涯学習課）

- (1) 「社会教育関係事業」、「今後の社会教育の推進」等について意見・助言をいただくため、「社会教育委員会」を開催した。

- (2) P T A、青少年団体活動の振興を図るため、指導者養成事業を行った。
- (3) 男女平等をめぐる意識改革のための教育・学習の充実を図り学習活動や地域の活動を推進するため、「男女共同参画フォーラム」と「男女共生セミナー」を実施した。
- (4) 社会教育主事等の専門職員の養成を図った。

### 3 家庭・地域の教育力の向上（文化財・生涯学習課）

#### (1) 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちが安全で健やかに過ごすことができる活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の実施を推進した。

また、放課後子どもプラン推進委員会の開催をはじめ、先進的な事例の情報提供、安全管理方策の検討や職員研修会の開催などにより、市町村が円滑に事業を実施できるよう支援した。

#### (2) 学校支援地域本部事業

地域ぐるみで学校教育活動を支援するボランティア体制づくりを推進し、学校・家庭・地域の連携の強化を図るとともに地域住民自らの知識や経験を生かせる場、子どもと地域の交流拠点としての学校づくりを推進した。

### 4 学校教育との連携（文化財・生涯学習課）

少年自然の家を利用して不登校等の児童生徒を含めた異年齢の小中学生を対象に、「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性等「生きる力」の育成を図るとともに、不登校等の児童生徒の学校生活への適応や復帰を支援した。

## Ⅲ 青少年の健全育成

### 1 青少年の健全育成（企画部生活文化課）(文化財・生涯学習課)

- (1) 企画部生活文化課に青少年相談員を配置し、地方事務所と連携して青少年の健全育成に関する相談等を行った。
- (2) 6 地方事務所（上伊那、下伊那、木曾、松本、北安曇及び北信）に中卒者等自立支援員を配置し、中卒後進路が定まっていない者や高校中退者等の自立支援のため、就業・技能習得及び進学等の相談を行った。
- (3) 中学生による意見発表を通じて、青少年の意識の啓発と青少年健全育成についての県民意識の高揚を図るため、少年の主張長野県大会を開催した。
- (4) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の普及促進を図るとともに、青少年によりよい環境づくりを促進するため、市町村、団体、業界、ボランティア等と連携を図りながら有害環

境のチェック活動等を行った。

- (5) 「ひまわりっ子育成県民運動」の推進を図るため、強調月間を設け、各種広報媒体を活用した広報啓発活動や巡回キャラバン等を実施した。
- (6) 青少年健全育成運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議の事業に対し、支援を行った。
- (7) メディア上の有害環境から青少年を守るため、「親子で学ぶセイフネット講座」を県下 11 か所、「大人が学ぶセイフネット講座」を県下 11 か所で開催したほか、「青少年育成指導者研修会」を開催した。
- (8) 自然体験、共同宿泊訓練を通じて青少年の豊かな人間性を育てるため、指定管理者による質の高いサービスの提供と効率的な青年の家、少年自然の家の施設運営を行った。

#### IV 芸術文化の振興及び文化財の保護

##### 1 芸術文化の振興（教学指導課）

- (1) 学校巡回劇場を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供した。
- (2) 高等学校芸術文化鑑賞事業の実施、高校芸術フェスティバルへの助成等により高校生の文化活動の推進を図った。

##### 2 文化財の保護（文化財・生涯学習課）

- (1) 文化財の保護に関して総合的な推進を図るため、文化財保護審議会の開催及び調査・研究等を実施した。
- (2) 文化財を保存しその活用を図るための調査及び管理指導を行うとともに、研修会の開催等により文化財保護の推進及び普及啓発を図った。
- (3) 指定文化財等に係る管理、修理、復旧、保存及び活用のための事業補助を実施した。
- (4) 埋蔵文化財保護と開発事業の調整を図るため、開発事業者等と保護協議を実施した。
- (5) 特別天然記念物カモシカの保護対策を図るため、保護地域における生息環境を把握するための調査等を実施した。
- (6) 大規模開発等が予定される地域の遺跡詳細分布調査を実施した。
- (7) 古式銃砲及び美術刀剣類の保護活用を図るため、登録審査会及び美術刀剣保存講習会を開催した。
- (8) 歴史学習活動の拠点となる県立歴史館において、収集・保存した歴史資料等を広く県民の利用に供することにより、文化の振興を図った。

## V 学校保健の充実と食育の推進並びに体育スポーツの振興

### 1 保健教育及び安全教育の充実（保健厚生課）

保健教育及び安全教育の充実を図るため、関係職員の研修会、各種研究協議会等を開催するとともに、健康推進学校等の表彰を行い、意識の高揚を図った。

### 2 児童・生徒の健康管理の充実（保健厚生課）

児童・生徒の疾病異常の早期発見・早期治療と予防について指導するとともに、県立学校の児童・生徒に対し健康診断を実施し、健康管理の充実を図った。

### 3 教職員の健康管理の充実（保健厚生課）

(1) 教職員の定期健康診断を実施したほか、教育委員会職員安全衛生委員会を開催し、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図った。また、衛生管理者・衛生推進者等研修会を開催し、所属所安全衛生委員会の活性化等、安全衛生管理体制の充実を図った。

(2) 教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理監督者及び年代別のメンタルヘルス研修会を実施した。また、精神神経系疾患休職者等の職務能力の回復と円滑な職場復帰を図るため、教職員健康審査会の判定を経て職場復帰訓練を実施した。

### 4 食育の推進（保健厚生課）

(1) 学校における食に関する指導を一層推進するため、栄養教諭を20名増員して計43名とし、小学校23校、中学校17校、特別支援学校3校に配置した。

(2) 学校における食育の重要性や具体的な指導方法に対する教職員等の理解を更に深めるため、研修会を開催するとともに、栄養教諭の実践を幅広く周知した。

### 5 学校体育・スポーツの振興（スポーツ課）

(1) 小・中・特別支援学校及び高校の体育・保健体育担当教員の学習指導、運動部活動等についての指導方法改善のための講習会及び研修会を開催した。また、授業における実技指導協力者及び運動部活動指導者の派遣事業を実施した。

(2) 児童生徒の体力向上を図るため、各種研究協議会、体力・運動能力実態調査、小学校低学年の子どもの運動遊び講習会、運動習慣へのきっかけづくりとなるホームページ上の競技会、運動プログラムの開発とDVD化による啓発等を行った。

### 6 生涯スポーツの振興（スポーツ課）

(1) 各教育事務所及び広域スポーツセンター、(財)長野県体育協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの育成・活動・定着支援を図った。

(2) 県民に、スポーツ・レクリエーションを普及推進するために、県民スポーツフェスティバルを開催した。

(3) 体育・スポーツ指導者等の養成と資質向上を図るため、体育センター及び教育事務所に

において講習会等を開催したほか、スポーツ指導者養成のための助成を行った。

- (4) 県民の体力向上とスポーツの振興を図り、明るい県民生活を築くため、運動施設等の整備事業を促進した。

## 7 競技スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 本県競技者の育成強化を図るため、関係団体に対して助成し、競技力の向上を図った。  
また、ジュニア選手の競技力向上を図るため、ジュニア競技力向上事業（重点強化校等特別強化）を実施した。
- (2) 長野オリンピックの遺産である人的・物的・環境資源を最大限に活用し、体力・運動能力が特に優れた子どもたちを早期に見出し、競技団体や関係団体と連携を図りながら、世界で活躍する競技者に育成するためのSWANプロジェクトの2期生を選考し、育成をおこなった。
- (3) 長野オリンピック記念基金を活用し、各種国際競技大会等の開催やオリンピック施設を利用した選手強化を支援した。

## VI 人権教育の推進

### 1 学校人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」、「長野県人権政策推進基本方針」、「人権教育指導の手引」及び「教育課程編成・学習指導・学級づくりの基本」（人権教育の項目）の周知を図った。

また、「人権教育指導の手引」（平成16年3月策定）を改訂し、「人権教育推進プラン」とした。

- (2) 学校における人権教育の推進を図るため、各学校の教職員対象に学校人権教育研修会を開催した。
- (3) 小、中、高の一貫した人権教育の推進を図るため、県内の各ブロック毎に、学校人権教育連絡協議会を開催した。（春期・秋期）

なお、効果的な研修の取組として、平成22年年度は、学校人権教育研修会と春期の学校人権教育連絡協議会の内容を1日の日程に集約し、各教育事務所単位に実施した。

- (4) 同和教育の取組の中で積み上げられてきた成果を引継ぐとともに、新たな指導方法を効果的に学ぶための研修の場として、学校人権教育ファシリテーター研修会を開催した。
- (5) 学校教育及び社会教育における人権教育指導者の確保と資質の向上を図るとともに学校人権教育と社会人権教育の連携及び幼・保、小、中、高一貫した人権教育の推進を図るため、「人権教育だより」を年2回作成した。
- (6) 学校の人権教育を推進するため、小・中・高校生からポスター・作文を募集し優秀作品

を表彰した。

## 2 社会人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 人権教育の推進上の課題及び実践について研究協議するために、社会人権教育研究協議会を開催した。
- (2) 地域住民とともに取り組むリーダーを養成し、地域ぐるみの人権教育を推進するため、人権教育リーダー養成講座を3会場で開設するとともに、市町村教育委員会関係者、社会教育団体関係者、企業内人権教育関係者等を対象に長野県人権教育リーダー研修会を2会場で実施した。
- (3) あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくために、市町村が行う人権教育に関する学習活動に対し人権教育促進事業として助成した。
- (4) 企業内人権教育の一層の推進を図るため、「人権つうしん」を年2回作成した。
- (5) 人権問題に取り組む個人や団体と県民や行政が相互に連携しながら地域ぐるみの人権教育を推進するため、「長野県地域人権ネット」を県ホームページに掲載した。